

令和 8 年 多賀町議会 6 月第 2 回定例会再開会議録

令和 8 年 6 月 3 日（水） 午前 9 時 3 0 分開会

◎出席議員（8 名）

1 番	小 島	櫻 君	5 番	川 岸	真 喜 君
2 番	一之瀬	浩 治 君	7 番	山 口	久 男 君
3 番	神細工	宗 宏 君	8 番	大 谷	重 温 君
4 番	木 下	茂 樹 君	9 番	富 永	勉 君

◎欠席議員（1 名）

6 番 菅 森 照 雄 君

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	地域整備課長	野 村 博 君
会 計 管 理 者	夏 原 伸 幸 君	文化まちづくり課長	本 田 洋 君
企 画 課 長	古 川 将 司 君	学校教育課長	永 井 慎太郎 君
総 務 課 長	本 多 正 浩 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
税務住民課長	竹 田 幸 司 君	生涯学習課長	金 田 信 一 君
福祉保健課長	岡 田 伊久人 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君
産業環境課長	小 菅 俊 二 君		

◎議会事務局

事 務 局 長	大 岡 まゆみ	書 記	西 村 俊 之
---------	---------	-----	---------

◎議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問

(開会 午前 9時30分)

○議長(富永勉君) ただ今から、令和8年6月第2回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いをいたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(富永勉君) ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(富永勉君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名せず、開会時の指名議員とします。

○議長(富永勉君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。それでは、通告の順番に発言を許します。

最初に、8番、大谷重温議員の質問を許します。

8番、大谷重温議員。

[8番議員 大谷重温君 登壇]

○8番(大谷重温君) 議席番号8番、大谷です。議長の許可を頂きましたので、これより質問をさせていただきます。

本日、多賀町の豊かな自然を生かしたさらなる観光誘致についてと、絵馬通りの活性化委員会の現状についての2問を質問させていただきます。

まず1番目、多賀町の豊かな自然を生かしたさらなる観光客誘致について。

多賀町は鈴鹿山脈の山懷に位置し、総面積約136km²のうち86%の山林を有し、芹川、犬上川の清流の水源地域に近く、まさに山紫水明の地と言うにふさわしい大自然の恵み多きまちであります。このような多賀町の自然環境のすばらしさをアピールし、多賀大社への参拝客以外の新たな観光客の増加を目指すためにも、まちの上流部(山間部)へといざなうことが今後大きな課題だと思います。そこでお尋ねいたします。

芹川上流には河内の風穴があり、最近では多賀町を舞台にした小説『梟の一族』にも登場し、一躍脚光を浴びております。また、立入禁止の先には9,000mを超える総延長いまだ不明の巨大な鍾乳洞が存在し、その調査開発次第では今後さらなる観光客誘致に発展する可能性があると思われませんが、具体的な検討計画は。

2番目、犬上川上流部では、富之尾に酒蔵を利用したリキュールの製造所、藤瀬には

サウナ施設、川相にはフレンチレストランなど様々な施設ができ活況を呈しておりますが、その中心施設となるべき高取山ふれあい公園が最近、施設の老朽化が進んでいるように思われますが、施設の利用客数の動向はいかがでしょうか。

以上、質問します。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

〔文化まちづくり課長 本田洋君 登壇〕

○文化まちづくり課長（本田洋君） 大谷議員のご質問にお答えします。

1つ目の河内の風穴の調査、開発につきましては、具体的な検討、計画についてでございますが、まず河内の風穴につきましては総延長1万20m、日本で4番目の長さであります。いまだ全容は不明でございます。観光用鍾乳洞の先は入り組んだ迷路となっております。遭難の危険があるため立入禁止となっております。立入禁止内の調査につきましては民間のケイビング団体により継続的な調査が行われており、本町では調査の際の緊急時対応や施設利用の協力などを行っております。過去には、立入禁止区域内の見学ツアーがケイビング団体の協力によりまして実施されておりました。また、河内の風穴の開発につきましては、滋賀県にとって重要なものとして滋賀県指定天然記念物に指定されておりますので、現状を変更する場合は県の許可が必要となっております。所有者のご意向を確認しながら、関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。毎年、観光協会の地学ツアーで河内の風穴の見学会が行われ、人気を集めております。今後も情報発信や関係機関の連携促進などの支援を行うとともに、さらなる観光客誘致のため、自然資源の掘り起こしや情報発信に力を入れてまいりたいと考えております。

2つ目の高取山ふれあい公園の利用者数の動向についてでございます。

高取山ふれあい公園は平成7年4月に開園しております。初年度の利用者は5,534人でした。その後、平成10年3月には10人用バンガロー1棟を設置し1万3,495人、平成26年10月には自然体験宿泊施設を設置し1万9,584人の利用となっております。直近5年の推移につきましては、令和3年度が7,285人、令和4年度が1万1,757人、令和5年度が1万3,089人、令和6年度が1万1,935人、令和7年度が1万2,508人となっております。近年の動向としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少した時期もございましたが、徐々に回復の傾向を見せております。

以上、答弁とさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（富永勉君） 大谷議員。

○8番（大谷重温君） ありがとうございます。再質問で、まず河内の風穴についてちょっと質問したいんですけど、河内の風穴のDVDを最近また見させてもらったんですけども、このスケールの大きい鍾乳洞、これ何かそのままに埋もれさすことは何かやるせないというかもったいないなという気がするんですが、未公開地域のアプローチの方法は全然ないのでしょうか。何か方法があって中に入れるようなことができれば、す

ごい今の状態でも数多くの方が来ていただいているんですけど、大きな観光になると思うんですが、その方法が何かないのかお尋ねします。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 大谷議員のご質問にお答えします。

河内の風穴のアプローチの方法でございますが、現状ではケイビング、洞窟探検の知識をお持ちの方でルートを知っている方がおられないと、遭難の危険がございまして案内できない状況でございます。先ほども申し上げましたが、過去に観光協会と博物館が共催で、ケイビング団体イザナギプロジェクトの協力を得て奥まで行かれたことがございます。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響でイザナギプロジェクトの活動が衰えておりまして、今もう一度立ち直るために技術継承をされているところでございます。そういった案内される方の育成が進みますと、また奥地まで案内していただく機会もあるかと思しますので、今現状ではそのケイビング団体の育成を支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 大谷議員。

○8番（大谷重温君） ありがとうございます。1つDVDを、河内の風穴の前のどこか施設で、こんなすごいもんがあるんやでというような宣伝というんですか、そういうことができないか、それだけちょっとお尋ねいたします。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 大谷議員の、DVDを施設のどこかで再生できないかというご質問にお答えいたします。

DVDにつきましては、博物館にて今現状、販売しておりますが、そちらにつきましては町内の施設で放映することも可能であるかと思っておりますので、できましたら河内の風穴よりもほかの施設でそれを見ていただきまして河内の風穴に足を運ぶ、関心を深めていただく機会となればと存じておりますので、またその設置場所等につきましては検討を進めてまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（富永勉君） 大谷議員。

○8番（大谷重温君） ありがとうございます。ぜひ、こんなすごい風穴があるんやということをいろんな機会で発信していただければと思います。

次、高取山ふれあい公園のことについてお伺いいたします。高取山ふれあい公園、バンガロー10人棟が1つ、6人棟が4つ、4人棟が4つ、自然体験宿泊施設9部屋84人泊まれる施設があると、オートキャンプ場も17区画あります。森林体験交流センターも50人使用できると、これだけ大きな施設があるのにシャワー室が2か所しかないということなんですけど、これで十分足りているのでしょうか。

それと、この施設、こんな施設があるんだよというのをもっとアピールするために、

にぎわいづくり委託金ですか、３００万円の予算が付いてるMC MORIYAさん、彼なんかを利用してもっとアピールしていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（富永勉君） 答弁はどうですか。

小菅産業環境課長。

○産業環境課長（小菅俊二君） 大谷議員のご質問にお答えします。

高取山ふれあい公園の管理している立場として答弁させていただきます。ただいま議員ご指摘いただきましたように、シャワー２か所で足りているのかというご指摘につきましては、指定管理をしております大滝山林組合と協議、確認させていただいて調査して、現状を踏まえて対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 大谷議員の、施設をアピールするためにMC MORIYAさんをPRしていただきたいというご質問でございますが、これからまたふれあい公園に行ってくださいまして取材等していただきまして、またPRする動画等も作成していただきたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（富永勉君） 大谷議員。

○８番（大谷重温君） ありがとうございます。せっかくMC MORIYAさんに活躍していただかないと困りますので、ちょっと積極的にアピールしていただきますようお願いいたします。それと、富之尾にたこ焼き屋さんもオープンして新聞なんかでも大きく取り上げられていますし、犬上川上流部に多くの人が訪れていただけるような取組を、高取山ふれあい公園を中心として展開していただければありがたいと思います。

これは私事で何ですけど、以前、東京の知り合いのご夫婦を、今もうなくなってますけど、大杉の料理屋さんに招待したことがありました。そうしたら、川相の橋を超えただぐらいから興奮し出しまして、「すごいすごい」と。大杉地区に入ったらもう大感激して、もちろん料理もあれなんですけど、この自然の持つ力いうんですかね。地元にいる人間は気づかないんですけど、都会の人間にとってこの豊かな大自然というものは物すごいアピールというんですか、感動を与えるものだと思いますんで、ぜひともこれから上流部へ人をいざなっていただきますようお願いいたします。

それでは２つ目、絵馬通り活性化委員会への行政の関わりについてお尋ねいたします。

今まで何度か質問をしてきています絵馬通りのボラードの損傷事故につきまして、本年４月８日にまた同じ場所でボラードを大きく損傷する事件が発生しました。それ以外にも、多賀大社駅前からの絵馬通りでは空き家も増加しておりますし、国の登録有形文化財の老朽化、また３月定例会でも質問したとおり、勤労者体育センターの跡地利用などを含め様々な検討課題があります。現在、絵馬通りについて協議する場としては絵馬

通りの活性化委員会がありますが、この組織は数年前から総会の開催も行われておりません。多賀スマートインター上り線も開通した今、多賀大社を中心とした多賀の町並みへの観光客誘致を進めるためにも、新しくできた文化まちづくり課を主体とした民間一体となった新しい協議会の立ち上げが必要かと思います。そこでお尋ねいたします。

文化まちづくり課を中心とした新たな官民一体の組織の立ち上げの計画はありますか。絵馬通り活性化委員会への今後の行政の関わりはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

〔文化まちづくり課長 本田洋君 登壇〕

○文化まちづくり課長（本田洋君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の文化まちづくり課を中心とした新たな官民一体の組織の立ち上げの計画についてでございますが、これまで絵馬通りの活性化事業につきましては、企画課を事務局に置く絵馬通りの活性化を考える会において協議を行ってまいりました。考える会につきましては、絵馬通り活性化事業実施計画に基づく事業について協議し合意形成を図ることを目的としており、実施計画は平成30年3月に策定、令和7年度に見直しを行っております。計画の取組施策としましては、中心市街地の魅力の向上やトライアングル構想の実現に向けた取組、事業承継支援、創業支援、にぎわいの仕掛けづくりについて、商業者、商工会、観光協会、まちづくり会社、地域、町がそれぞれの立場を尊重しつつ、官民一体となって取組を進めることとしております。この度の機構改革により、絵馬通りの活性化を考える会の事務局は、企画課より文化まちづくり課へ移管されることになりましたので、策定しました実施計画を実のあるものとするため、絵馬通りの活性化を考える会において協議し、合意形成を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の、絵馬通りの活性化委員会への今後の行政の関わりについてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、文化まちづくり課が事務局となり、絵馬通りの活性化に取り組む各種団体、事業者、住民、それぞれの立場を尊重し取組を推進することができるよう、情報提供や多様な主体の連携を促進するためのつながりの構築の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富永勉君） 大谷議員。

○8番（大谷重温君） ありがとうございます。5、6年前までは年に何回か定期的に絵馬通りの活性化委員会の総会が行われていました。その場でいろんなことが課題として挙がってきて、それが解決できていたと思っておりますけど、特にそのボラードの件なんかにつきましては、5、6年前にああしようやこうしようやと言うてたことが、そのまま、いうたら棚上げされてるというような状況にあると思います。ぜひ、文化まちづくり課、新しい課ができたのをきっかけにしてもらって、ぜひとも早急に総会を開いていただきたいと思っております。

それと、いろんな人から、文化まちづくり課はどういう課でどんなことができるんやみたいなお話を聞くことが多いんで、大変注目されている課でもありますんで、お忙しいと思いますけど、一般の町民の皆さんとも懇談というんですか、そういう話合いというか、そういう会をつくっていただけるありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 大谷議員のご質問にお答えします。

まず1つ目の早急に総会を開いてほしいというご質問でございますが、絵馬通りの活性化を考える会におきましては会議を開催するとなっております。早急に日程を調整しまして会議の開催を進めていく所存でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また2つ目の、文化まちづくり課が注目されており一般の町民の方にご説明をということでございますが、先日も出前講座のご依頼いただきましてお話をしてまいりました。そちらは多賀町の歴史の話でございましたが、その際にも、文化まちづくり課とはどういう場所なのか、これから何をしようとしているのかという説明を聞かれましたので、お答えさせていただきました。また、そういった出前講座等でご意見等の機会を頂きましたら説明をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（富永勉君） 大谷議員。

○8番（大谷重温君） ありがとうございます。新しい課ができて早々ですんで、いろいろお忙しいと思いますが、大変期待されている課で、今まで企画に行ったらいいのか産環へ行ったらいいのか、どこに言ったらいいのかみたいな話がこれで一本化されてると思いますので、ぜひとも、お忙しいと思いますが積極的に活動をお願いいたします。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（富永勉君） 次に、3番、神細工宗宏議員の質問を許します。

3番、神細工宗宏議員。

〔3番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○3番（神細工宗宏君） 議席ナンバー3番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして1件質問させていただきます。

質問1、農業後継者不足への対応は。

多賀町には農業支援のための多くの補助制度があります。例えば農業用機械等導入支援事業費補助金では、令和3年度から令和7年度の事業で、もちろん制約はありますが、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等購入金額が1件100万円以上の農業用機械に対し、5か年で上限200万円の補助、今年度令和8年度からまた新しく5か年の同じような補助を計画されていると伺っております。また、農業者大型特殊免許取得補助金2万5,000円の補助があり、多賀のブランド化を目指す地域ブランド農産物多賀にんじん、多賀そば、シャインマスカットなどの生産にも支援していただいています。

さらに、集落営農組織の育成と法人化等の推進や女性農業者の地域農業への参画の促進、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保などにも取り組んでいただいていることを十分評価した上で質問させていただきます。

現在、本町における農業は、従事者の高齢化と後継者不足により今後の持続が懸念されることが重要課題です。特に、担い手不足による離農や耕作放棄地の増加は、地域経済のみならず景観や地域のコミュニティの維持にも大きな影響を及ぼしています。前段で申し上げました政策の中では、新たな農業経営を営もうとする青年等の育成、確保が不十分だと考えます。

こうした中、国の制度でもある地域おこし協力隊を活用し、都市部から意欲ある人材を受け入れ、農業技術の習得と定住、さらには第三者継承へとつなげる取組が全国では成果を上げています。

一例を紹介しますと、長野県飯田市では、果樹（リンゴ、市田柿）で第三者継承を実現されています。長野県小布施町では、栗、果樹など高付加価値農業で、学び協力隊がそのまま後継者として事業継承を行っています。3つ目に、徳島の神山町では、IT、農業、起業が混在スタイルで、協力隊から農業プラス起業の複合定住し、有機農業など新しい分野で継承されています。4つ目に、島根県邑南町はA級グルメのまちとして有名で、協力隊が農業経営プラス飲食で定住されています。5つ目に、北海道下川町では、SDGsの先進自治体で、林業プラス農業の複合型で、協力隊からの高い定住率を達成されています。

本町においても、農業分野に特化した協力隊を導入し、地域の農業者の下で実践的な研修を行う仕組みを構築することで、即戦力となる担い手の育成と定住促進が期待できると考えます。また、このような取組に対し、積極的に活用したいという農業者もおられます。

さらに、本事業は国の各種支援制度を組合せることで、町負担を最小限に抑えつつ実施可能であり、人口減少対策と地域産業維持の両面に対する施策であると考えます。国の支援制度では、地域おこし協力隊については最大3年間、年間480万円の補助があります。農業次世代人材投資資金としまして最大年150万円、経営継承・発展支援事業では最大100万円、移住支援金最大200万円、起業を行う場合、農業設備補助として数百万円から数千万円という規模で補助があります。

以上を踏まえ、以下の質問をいたします。

問1、本町における農業後継者不足の現状の認識についてお伺いいたします。

問2、地域おこし協力隊を活用した農業人材育成の可能性について。

問3、町内個人農業者を受入先とする仕組みづくりの考えについて。

問4、今後の具体的な導入検討の方針について。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（富永勉君） 小菅産業環境課長。

〔産業環境課長 小菅俊二君 登壇〕

○産業環境課長（小菅俊二君） 神細工議員のご質問、質問１、農業後継者不足への対応はについて、問１の本町における農業後継者不足の現状の認識についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、本町の農業は、長年培われてきた先人の知恵と技術によりまして、多賀のお米や多賀にんじん、多賀そば、近年ではシャインマスカットといった特産品を築き上げてまいりました。しかしながら、全国的な課題であります農業従事者の高齢化と後継者不足は、本町にとっても決して見過ごせない課題であると認識しております。特に山間地域においては、小規模かつ分散した農地が多いという地理的制約がございます。農業従事者の減少は、単なる農業産業の維持という枠を超え、水田の保全や利水施設の管理、中山間地域が本来持っている国土保全や水源涵養といった多面的な機能の喪失に直結する懸念がございます。現在の農業従事者の年齢構成や耕作放棄地の増加といった現状を見ましても、将来を見据えた担い手の確保と育成は急務であると受け止めております。離農が進めば、地域経済の縮小のみならず、地域社会の維持機能そのものが弱体化するという危機感を持っております。

問２の地域おこし協力隊を活用した農業人材育成の可能性についてお答えします。

ご提示いただきました先例事例は大変参考になるものでございます。地域おこし協力隊という制度は単なる労働力の確保ではなく、都市部から若者を呼び込み、地域に定着させ、将来の農業経営者として育て上げるための有効な手段であると捉えております。本町の農業環境と協力隊制度の組合せは、新しい担い手を確保し、地域農業を次世代へ引き継ぐための可能性があるものと考えております。

問３の町内個人農業者を受入先とする仕組みづくりの考えについてお答えいたします。

実際に隊員が成長するためには、町内の農業者様が人材育成に積極的に関わろうとしてくださる姿勢、そして現場での丁寧な指導が不可欠と考えます。その上で、受入農家の方々が過度な負担を負うことなく安心して次世代を育成できるよう、農業委員会やＪＡなどとも連携を図ります。さらに、本事業と既存の補助制度を活用することで定着へのハードルを下げられるよう、相談体制や指導計画を整える仕組みづくりが必要であると認識しております。

問４の今後の具体的な導入検討の方針についてお答えします。

本町における農業特化型の地域おこし協力隊導入に当たっては、隊員の生活基盤の確保や農業経営のノウハウの確実な継承、また任期満了後の定着率をどう高めていくかといった解決すべき課題があると考えております。特に地域特性に応じた受入体制の整備は拙速に進めるものではなく、地元の皆様との丁寧な合意形成が不可欠であると認識しております。こうした諸課題を一つ一つひも解きながら、導入に向けた調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 神細工議員。

○3番（神細工宗宏君） ありがとうございます。農業経営者不足の現状については認識しているというお答えであったかと思います。また、地域おこし協力隊の活用、農業人材育成の可能性についても有効な手段であるということでありました。そして、仕組みづくりについては地元農家と連携しながら推し進める必要があるということと、導入検討の方針については会員の農業者の皆さんに負担をかけないようなことで、具体的に慎重に進めていくというような回答だったかと思います。

そこで再質問させていただきます。確かに、そういう仕組みをつくる上では、まずは受入体制についてもまず受入可能な農家の把握から始めることが現実的だと思っておりますし、受入農家の候補調査について早期に着手する必要があるのかなと思っておりますし、こういう地域おこし協力隊を使ってする上では、そういういろんな体制、ただ募集をかけるだけでなく、まずその協力隊を受け入れる家、住むところの確保とかそういうものは必要だと考えております。これは、産業環境課だけの課題でなくて、文化まちづくり課とか企画課など複数の課にまたがる横断的な計画をもってそういう組織を立ち上げていく必要があると考えておりますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（富永勉君） 小菅産業環境課長。

○産業環境課長（小菅俊二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の受入体制についてどのように考えているかということでございますが、そちらにつきましては、現在のところ具体的にどのような支援ができるかにつきましては、また必要に応じて現場の農業者の方々へヒアリングを行うなどをさせていただいて、求められている支援は何かといったことを見極めていきたいと考えております。

すいません。2点目を、もう一回お願いしたいです。よろしくお願いします。

○議長（富永勉君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 私が答えます。神細工議員が言われるように、農業の後継者、継承問題、本当に多賀町は農業者の高齢化が進んでますので、一番この問題が喫緊の課題であると思っております。若い農業者もおられるのはおられますので、やっぱりこういう農業者の、どちらかという若い農業者のご意見も十分に聞かせてもらう必要があるのかなと思っております。

今、二つ目の質問、文化まちづくり課とも連携を取れということですが、まず産業環境課でやはりしっかりと農業者と向き合う、意見交換をする、そしてやっぱりこのまま2年、3年ずるずる行くと、本当にもう5年後ぐらいになると後継者は本当になくなるという状況もある可能性もあると思っておりますので、今しっかりと皆さんと連携しながら多賀の農地を守る、多賀の農地を守るためにそういう機械補助とかやってまいりましたし、そして新規就農でも国の制度を使って新規就農されてる方もおられますし、そしてこれから今、農業事業をやっておられるその後継者、身内の方に後継者があるのか、そして場合によったら地域おこし協力隊のような方が参画していただいて、そこでしっかりと多賀町の農業のために力を尽くしてもらうのか、そういうようなところ辺を事業継承す

る新しい農業をやれる施策、助成制度が国から十分な制度がありますけど、まだこの事業を承継するための次世代を支援する制度がやはり国・県の制度ではまだありませんので、そういうところ辺を農業者の次の世代の方が事業継承しやすい制度を町独自でもつくっていく必要があるのかなと、国・県が助成制度をする前に、私たち多賀町では喫緊の課題だと思いますので、そういう制度もやはり創設して、次の世代が農業をしやすい環境づくりをつくっていく必要があるのかなと、そのためには助成の支援制度が必要であると思いますので、そのときには議会にもそういう取組をしたいということを説明させていただいて進めていかなければならないと、これも今年もう早いうちにそういう制度の創設の必要があるかなと思っています。

○議長（富永勉君） 神細工議員。

○3番（神細工宗宏君） ありがとうございます。今、町長の方から答弁いただきましたけども、若い農業者も数は少ないですけどもおられるのは現状です。そういう若い農業者について最初の出だしから提携、販売、そういうノウハウを教わるのが地域おこし協力隊にとってもいいのかなというふうに考えております。そういう受け入れる仕組み、農業に対する地域おこし協力隊を受け入れるための仕組みづくりも必要ではないかということをお答えいただきましたけども、私もそのような組織が、一農業者では地域おこし協力隊は雇用できませんので、そういう組織が立ち上がらないと、そういう若い人から若い人へのつながりというのはなかなかできないのかなと思っています。そういう組織を早く立ち上げてほしいというふうに私は考えています。どの程度の、先ほども3年、4年経ったらもう遅いということを言っていただきましたが、今年度中にそういう検討に入っていだけるのかどうか、その辺に関してお尋ねいたします。

○議長（富永勉君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 神細工議員が言われたのは、やっぱりこれから事業継承していく、それは地域おこし協力隊を雇用するのもありますし、そして多賀町内のこういう農業後継者を次の世代の方にやっていくいう方法もありますし、いろんな方法があると思うんですけど、そういうような事業継承できるようなどのような制度が必要かいうことは、今年度中にしっかりと、どういう制度があるか、その具体的な計画を策定する必要があるのかなと。また、議員も農業をやられておられる、一之瀬議員なんかはやっておられますし、どういうふうな取組が必要かいうことを議会からも提言をお願いしたいと思います。

○議長（富永勉君） 神細工議員。

○3番（神細工宗宏君） ありがとうございます。協力隊を利用するのか地域の若者をそういうふうに通っていくのかは別にして、今年度中にそういうような組織というかを考えていくというお答えだったと思いますけど、それで良かったですか。

○議長（富永勉君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 私は思いは言いましたので、前任の産業環境課長がちょっと一言

伝えたいということですので、よろしいか。

○議長（富永勉君） 野村地域整備課長。

○地域整備課長（野村博君） 神細工議員のご質問にお答えさせていただきます。

まだ年度変わりまして引継ぎの方がしっかり丁寧にできていないということで、言葉をちょっと補足させていただきたいところでございます。

農業の人材確保、これは当然、先ほどから答弁していただいているとおりでございますが、その1つの手法として、農地に関しましては農地中間管理機構という形で農地をつなげるような組織体がございます、国として。町長がお話しされてましたように、町独自というような考え方の1つとして、農業の人材バンク的なところを組立ができないのかということを考えております。なかなか農業というのはやはり技術の世界でございます。全く知識のない方が農業にいきなりということは難しい中でのところがございます。実際、その受け入れていただけるような組織体というお話でございますが、過去に集落営農法人の組織立てをかなり推進しております。これは、やはり個人農家ではなかなか親子継承も難しいというところで、集落単位、地域の中で人が集まり、そういう組織立てをしておりました。その当時、熱のある皆さんでございましたので、組織運営の方は成り立っておりますが、やはりこの年数を越えてきたところで、やはりその集落営農組織の中でも次の世代に結びつけるのは難しいというような状況が生まれております。この点をちょっと考えさせていただいて、それぞれの組織体で技術をお持ちの方が相互に助けをさせていただく、またその中で次世代を担う方にもつなげていけるような人材バンク的なところを考えていってはどうかというようなお話がございますので、組織体ということもございますが、人材バンク的な取組ができないかというところからまた始めさせていただきたいというところでございますので、ご理解の方お願いいたします。

○議長（富永勉君） 神細工議員。

○3番（神細工宗宏君） 前課長の野村課長から答弁いただきましてありがとうございます。次世代につなぐ組織というか、そういうものを考えていきたいということですが、やはり若い方にはある程度若い農業者から指導していただくほうが結構理解とかそういうなんも早いと思いますし、考え方も近いと思いますので、お年寄りが駄目だということではありませんが、やっぱり世代が近いほうがいろんな意見交換とかそういうことも図りやすいと思いますので、そういう若い農業者と地域おこし協力隊なり地元の継承者がおられるのであれば、そういう方が若い農業者について学ぶというような体制を整えていただければと思います。

あと、私の意見としまして、昨年からふるさとワーキングホリデーの取組をしていただきまして、昨年2回行っていただきました。滋賀県発の試みで大変高く評価しております。この事業は、多賀町に、現在は特に大滝地区に特化していただいておりますが、2週間、大滝地区の生活をしていただく中で、多賀町の歴史、文化、自然、就労体験を

通じて交流人口を増やして移住につなげる活動だと私は理解しております。2回目の募集に当たっての応募者の説明会をオンラインで行ったところ、1回目の参加者も説明会に参加していただき、応募者の質問に答えていただいたと伺っております。また、1回目の参加者が今年地域おこし協力隊として応募していただき、現在、小原に居住し活動をしていただいております。地域おこし協力隊は、今、新聞、テレビとかでも出ておられますけども、リキュール里和浸酒の開発や販売や、また先ほどちょっと出ましたけども、藤谷元大滝小学校校長のたこ焼き屋にんにん亭のオープンなど、また空き家の改修事業や大滝地域に入り込み活動をしていただいております。冒頭に町長からもありましたけども、川相の春まつりや大滝の春まつりに神輿をかいていただいたり、地域に入り込んだ地域おこし協力隊の存在があります。今年、ふるさとワーキングホリデーは4回の開催を予定していると伺っています。非常に期待しております。私の今回の質問、農業後継者不足の解消に向けてにも通じるものがあると考えております。早期の着手が必要とは言いませんが、受入体制がしっかり構築されてから募集をかけるべきだと考えていますが、その準備に何年もかけていたんでは駄目だと先ほども申しましたけども、早い取組が必要だと思いますので、産業環境課を中心にいろいろ議論、検討していただきまして、早くそのような体制が整うことをお願いいたします。

○議長（富永勉君） お願いしますただですか。これでもう終わりですね。

○3番（神細工宗宏君） 今のは要望として。

○議長（富永勉君） 要望ですね。

○3番（神細工宗宏君） どうもありがとうございました。

○議長（富永勉君） 暫時休憩します。

再開は議場の時計で10時45分とします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、木下茂樹議員の質問を許します。

4番、木下茂樹議員。

〔4番議員 木下茂樹君 登壇〕

○4番（木下茂樹君） 4番、木下茂樹です。議長の許可を得ましたので、今議会の一般質問を開始させていただきます。

大きく2点でありますけども、まず1点目、農業用機械等導入支援事業費補助金の交付の条件見直しを。

本町内の水田耕作地は全域が中山間地であり、他市町と耕作条件は大きく違い、平地地域とはハンディキャップは大きいのですが、本町の農業維持、継承には格差があります。耕作には不利な条件の中で、町内の地域農業維持、継承のため、担い手や集落営農

の農業機械購入の補助金制度で側面支援がなされております。

私は、平成30年6月議会の一般質問で、山間地の農業者への農機補助は、令和6年9月議会では農業機械購入支援の機材拡大は、同じく令和7年9月議会では農業機械購入支援の継続を、を質問しました。対象となる担い手や集落営農は、農業にはハンディキャップが多い中でも、農業機械購入補助金制度で地域の農業継承、農地維持、保全を基に、本町の食の安定確保にもつながっております。しかしながら、昨年産の米価の高騰がありましたが、国の農業施策の変更や農業者の減少、高齢化から、農業継承、維持は危機的な状況に置かれております。

農業機械を取り巻く状況は、一例として、ある農業用機械メーカーが農機事業から撤退すると発表があり、機械類の交換部品や修理に不安感が生じております。農業機械の維持、管理には修理、部品交換はつきものです。発売から10年は部品の供給はあるものの、以後の部品供給の保証がないのが現状です。最近の農業機械は大型化、高機能化、安全性、使用頻度など更新サイクルが早まっており、農業機械購入補助金制度の5年間隔が長すぎ、短縮できないかとの要望も聞いております。農業機械の減価償却は7年で、本町の農業機械購入補助金制度対象機器類はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥・粃摺り機の4種で、定期更新だけでなく突発の修理不能更新となれば多額の農業機械購入は困難を極めます。

先ほども述べましたように、耐用年数や部品供給などから、現状の5年間隔では高額化する農業機械更新は資金難で負担が大きすぎます。また、受給対象となる担い手、団体の基準面積、比率をその地域の実情に合わせた基準にさせていただくことと、担い手の補助金が所得となり、団体との格差にならない制度の提案を再度求めます。ぜひとも令和9年度以降の需給対象の改善と変更を求めます。そこで、以下について答弁を求めます。

- 1 点目、現状の5年間隔を3年に変更を。
- 2 点目、受給対象の条件、面積、比率の緩和を。
- 3 点目、担い手の補助金が所得にならない再検討は。

以上です。

○議長（富永勉君） 小菅産業環境課長。

〔産業環境課長 小菅俊二君 登壇〕

○産業環境課長（小菅俊二君） 木下議員のご質問、質問1、農業用機械等導入支援事業費補助金の交付条件の見直しをについて、1点目の現状の5年間隔を3年に変更できないかについてのご質問にお答えします。

本補助金は令和3年度から施行し、補助金交付要項の別表第1において、5か年で200万円と規定しております。今年度で6年目を迎え、令和7年度までの5年間で24件、合計4,589万7,000円のご支援をさせていただいておりました。本施策は、多くの農業経営の維持発展に寄与しているものと認識しております。農業機械の大型化

や高機能化に伴うコストの増加、またメーカーの撤退等による部品供給の懸念については重く受け止めております。しかしながら、本補助金は限られた財源の中で、より多くの農業者の皆様へ公平かつ計画的に支援を行い、本町の農業の継続、発展を目的として運用しております。補助対象期間を短縮するということは特定の農業者への偏重を招くおそれがあり、他の農業者への公平性を損なう懸念がございます。地域農業の継続、発展と制度の持続可能性を優先する観点から、現時点で交付間隔を3年に短縮することは困難と考えます。一方で、農業機械の大型化やメーカーの動向のような環境の変化は、本町の農業経営にとって重要な課題と認識しております。今後も農業者からの皆様のご意見や情勢変化を注視し、よりよい支援の在り方について調査を行ってまいります。本制度の趣旨につきまして、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の受給対象の条件、面積、比率の緩和についてのご質問にお答えします。

本補助金制度は、本町の農業の担い手としての持続可能性を確保し、一定以上の規模で効率的な農業経営を行う経営体を支援することを目的としております。現在設けております受給対象の条件、面積要件、比率等の基準は、中山間地域という地理的制約を踏まえつつも、農業経営の維持、育成を主眼に置いて設定したものであり、経営体としての自立を促す重要な指標としております。この基準を安易に緩和することは事業の本来の目的である意欲ある担い手の育成という趣旨を損なうおそれがあり、現時点では現在の基準が適切であると考えております。一方で、現場の事情に即した見直しも必要であると認識しており、現在の2.5haという基準については、本町の中でも山間農業地域等に該当する集落において緩和する方向で調整をしております。また、ドローンやレーザーレベラーを活用した生産性向上を目指す新たな取組として、スマート農業推進補助金の制度設計を進めているところでございます。今後も情勢変化を注視し、よりよい支援の在り方について調査を行ってまいります。

3点目の、担い手の補助金が所得にならない再検討はについてのご質問にお答えします。

農業機械購入に対する補助金の税法上の取扱いにつきましては、所得税法や地方税法の規定に準拠する必要があり、町独自の判断で補助金を所得とみなさないという特例を設けることは、現行の法制度の枠組み上、困難でございます。町といたしましては、本補助金の申請相談のときに課税対象であることを伝え、農業経営者自身で納得してご判断していただけるよう相談体制の充実に努めてまいります。公平性の観点からも、現行の税制ルールに基づいた運用となりますことにつきまして、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） それでは再質問させていただきます。まず1点目の、5か年を3

か年に変更できないかということですが、昨年から第2期が始まって今年は第2期の2年目になるわけですが、今からなら、例えば5年間隔を3年に変更しようと思ってもできるのではないかなというふうに思います。といいますのは、今、農業機械の減価償却は7年で、7年を結局4つの大きな機械類にしていきますと非常に長い期間の使用に耐えなければならないということで、先ほども言いましたように、多機能で大型化している農業施設におきましては非常にこの5年というものが長く感じられる状況にあります。これ、ちょっと私事なんですけども、私も85aの田んぼをしております。その中で一番大きなコストというのが減価償却になります。節約して節約してやっても、60万円ぐらいの農機具の更新若しくは新規の購入をしないと肉体的にもできないというような状況です。それが毎年のように重なってきますと、減価償却費がもうはるかに大きくなってきて、機械類の更新のために農業をやっているのか、議員報酬が農業機械につぎ込まれてるような今現状でもあります。でも、その地域の水田の維持管理のためにも頑張っているつもりであります。今、課長の回答にもありましたように、限られた予算の中でするわけですが、これをより一層、例えば1年間に7件の年もあれば、皆減、ゼロのときもあったというふうに記憶しております。それを平準化してより一層効果が高い購入助成という形をしようと思うと、何とかできないかなというふうに思いましたので、5年を3か年にしていただけないかというふうに思うわけで、再度お聞きしますけども、検討していただける可能性はどんなものでしょうか。

○議長（富永勉君） 小菅産業環境課長。

○産業環境課長（小菅俊二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

5年を3年にできないかという再質問だというふうに捉えております。現時点におきましては、限られた財源の中でより多くの農業者の皆様へ、公平かつ計画的な支援を行うことを優先としておりますので、補助要件を5年とさせていただきたいというように、現時点でも考えております。一方で、農業経営にとって機械の安定稼働が欠かせないということは承知しております。農機具は議員おっしゃるように、一般的に法定耐用年数7年となっておりますけども、経済耐用年数、例えばトラクターでしたら10年から15年とか、田植機でしたら7年から12年といった使用可能なケースが多いというのが現状というふうに考えております。そのことから、まずはこの5年間を安心して使い続けていただける期間と捉えていただきまして、日常的なメンテナンスや適切な取扱いに努めていただきまして、コストの軽減に努めていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 私からも答弁します。この農業の機械助成制度200万円、この制度、よその市町でやっている制度ではないということは理解はしていただいているんですけど、多賀町だけの制度、そして国からの助成金も何もない、これを5年間で4,500万円助成をさせていただきました。本当にもう農業者の方は大変喜んでいただい

てますし、ようしてくれたなと、これでちょっとでも多賀の農業を守るために力を尽くそうと、そういう思いを持っています。そしてまた5年だけで終わるん違うて、また第2クール、またこれから5年間させていただく、どれくらいの金額になるか分かりませんが、そういうこともご理解いただいてのご質問だと思いますけど、やはり公金を使わせていただいていますし、やっぱり公金の公平性やらも鑑みる必要もあると思いますし、しっかりと私らは町としてはこの制度にのっとなってしっかりと農業者の皆さんをサポートさせていただいているという思いでおりますので、それ以上の言われるような、なかなか公平性の観点から言うと難しいかな、困難であると思っています。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。十分に全て理解しているつもりでありますけども、限りなくその5年を3年にできないかという問題、まして今日、実は農協は今日から麦の刈取りの受入れをするという日になっております。それで、先日も農業機械センターへ行って話ししてましたら、厳密に言いますと、米の収穫のコンバインで麦は刈れないんだというような状況で、麦をたくさんされてるところでは麦専用のコンバインも要るということで、コンバインとしてはひとくくりになりますけども、米用と麦用、両方が必要になるというような現状もありますので、来年度以降、またぜひとも農業機械の購入の5年を何とか検討していただける方向にお願いしたいなというふうに思います。

2点目になりますけども、先ほど課長からの回答の中で面積の緩和がありました。それと、ドローンを活用したスマート農業ということで、非常に山間地においてもありがたい制度ではありますけども、先ほども言いましたように、山間地がゆえに面積が少し足らないとか受託面積の比率が少し足らないということで対象から外れてしまうというのでは、非常に山間地の農業者がづらい思いもしますので、ぜひともその緩和をお願いしたいなというふうに思っていました。ありがとうございます。

2点目は再質問はありませんが、3点目になりますが、補助金の交付の問題であります。前回は、担当課長が直接の担当課でしたので、また今回は産業環境課になりますけども、ぜひともやはり知っていただきたいのが、担い手個人と営農団体とでは同じ200万円が少し意味が変わってきて金額的にも負担金が変わるということです。その点、再度、補助金がほかの方法でできないかをお尋ねします。

○議長（富永勉君） 小菅産業環境課長。

○産業環境課長（小菅俊二君） ただいまのご質問にお答えします。

補助金が税の対象にならないように何とかできないかということでございますが、やはりこちらは国の制度でございますので、やはりその税ルールにのっっていただかないといけないということで、補助金制度としては200万円という形で継続させていただく中で、申請を希望される方については、そういうふうなことも踏まえて相談者本人の判断で補助を受けるか受けないかというようなところは判断していただくような相談

体制をつくっていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） 非常に理解はしているつもりなんですけども、やはり同じ200万円いただいても、担い手個人であれば所得となってしまうと、それが所得税から健康保険税から、万が一入退院したときの国民健康保険の支払い等がどうしても上がってしまいますので、非常につらい思いをされることがあるかと思いますので、例えばその200万円を販売店に直接振込みができるような方法がないのかということら辺も含めて今後検討していただきたいというふうに思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それともう1点は新聞からの抜き記事なんですけども、農水大臣が農業機械の高騰の影響を検証していくというふうな答弁があって、今後やはり農業機械の高騰、また先ほども言いましたように農機メーカーが撤退するという状況の中で、非常に農家が揺れ動いていることもありますので、今年度は無理にしても、来年度からぜひともまた検討していただける項目にしていきたいというふうに思いまして、1問目を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続いて2問になりますが、日直・宿直室の安全性確保をであります。

日直・宿直は職員により行われておりますが、その部屋が外部からの職員を守る安全性に不安を感じざるを得ません。日直・宿直とも外部からの提出物受付、発信、有線放送、固定電話の対応とともに、緊急なJ－ALERT、火災情報放送など、対応は多岐にわたっております。現在の外部からの出入りに、対応の小窓はあるものの、強引に侵入した場合や対応者がどのような職員なのか、庁舎内には自由な侵入が可能な状況でもあります。2人対応であれば問題となりませんが、1人対応では侵入を阻止することは不可能であり、日直は女性の場合もあることなどから職員への危険性も高いと思われます。今まで何ら問題なかったから今後も問題はないではなく、昨今の事件の多様性、職員を守るための設備の改装が必要と思われ、事件の発生となれば本町のイメージの損失にもつながります。

本町では、他市町より事件、事故の発生が低いとの安全神話と性善説の安心感だけではなく、日直・宿直制度に危機意識を持つ必要があると言えます。事件があったときの人的、物的被害のリスクマネジメントを考慮すべきだと思われます。そこで、対応職員の安全性、不法侵入防止を目指すためにも、小窓の後に施錠できる設備改修を速やかに実施するとともに、以下について答弁を求めます。

1点目、外来者が庁舎内に侵入阻止の鉄製扉などの設置は。

2点目、直接会話ではなく、録画、録音の対応を。

3点目、書類などの授受は投入口方式に。

以上であります。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 木下議員の日直・宿直室の安全性確保についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の外来者が庁舎内に侵入阻止の鉄製扉の設置はについてでございますが、議員ご指摘のとおり、宿日直者に対する安全性の確保につきましては、職員が安心して働くことができる環境づくりとして考慮していく必要があると認識しております。ただ、鉄製扉に限定するのではなく、他の方法がないか、経費面や来庁される方への影響や印象もあると思いますので、総合的な観点から改善に向け検討してまいりたいと考えております。

2つ目の直接会話ではなく録画、録音の対応をと、3つ目の書類などの授受は投入方式に、につきましては関連いたしますので併せてお答えをいたします。宿日直時の受付業務につきましては、例えば死亡届の受付におきましては、届けに来られた方に内容の確認、聞き取りをし、記載内容に不備があれば訂正をしていただくことをお願いすることもありますし、火葬に費用な火葬許可証を交付する必要があることから、どうしても対人での対応が必要なものがございます。また、郵便物の受理においても、書留につきましては受理した職員のサインも必要ですし、住民の方がお持ちいただいた書類の受渡し時においても、連絡事項のやり取りや会話が必要な場合も一定程度あるのが現状でございます。このことから、全ての直接のやり取りを変更しご指摘の対応とすることは難しいと考えております。その上で、今までから簡素化できるところは実施してきておりますが、改めて改善できるところがないか点検し、随時見直しを図ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。鉄製の扉にこだわるわけではないんですけども、万が一、武器を持った外来者が侵入されては困りますので、その点を含めて、かちっと入口を閉鎖できるようなシステムを構築していただきたいと。今、課長からありましたように、改善に向けて対応していくということでしたので、ぜひとも強固な形の方法をしていただきたいというふうに思います。

それと、入ってこられる方の例えば日時の記入等があったとしても、それが本当に正しいか正しくないか、何分ぐらいおられたのかということも含めてビデオ録画できるようなシステムをしていただいて、一層の安全性を高めていただけたらなというふうな思いがあります。今、課長が言われましたように、外来から来られる方が多種多様で対応しているという点も含めまして、いろんな方が、どんな方が来られるやら分からないということです。ぜひともビデオ録画できるようなシステムで対応していただけたらというふうに思います。

それと1点確認したいんですけども、お答えできないかもわからないんですけども、例えば通常の土日とか平日の宿直に関してはどれぐらいの利用件数があるのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えいたします。

宿日直業務につきましては365日やっておりますので、日によって来庁される数も変わりますし、電話の、昨日みたいな台風の天候ですと問合せも増えますし、それは土日は何人とか平日は何人とかいうことはここで数を限定して申し上げることは難しいと思いますが、全く電話も来庁者も来られないというようなことは1日少ないというふうには考えておりますので、何らかの対応についてはさせていただくことが必要かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（富永勉君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） そういうふうな多種多様な対応を宿直室1人でやっていただいている職員の方々にはご苦労さまとしか言いようがないんですけども、ぜひともそれが事件、事故にならないような庁舎内の保安をしていただきたいというふうな思いですので、よろしくお願いいたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（富永勉君） 次に、2番、一之瀬浩治議員の質問を許します。

2番、一之瀬浩治議員。

〔2番議員 一之瀬浩治君 登壇〕

○2番（一之瀬浩治君） 2番、一之瀬。議長の承認を頂きましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

敏満寺遺跡石仏谷墓跡と多賀町歴史民俗資料館の活用について。

敏満寺遺跡は、胡宮神社と青龍山全体を含めた広大な範囲が遺跡であり、青龍山西麓にある石仏谷と呼ばれる敏満寺遺跡の一角に、中世墓群の様相を知る手がかりとして指定されている敏満寺遺跡石仏谷墓跡がある。石造品が分布する石仏谷は、その重要性和遺構の状況を鑑み、平成17年7月に国の指定を受けました。史跡指定については、石仏谷が中世墓群として評価されただけではなく、史跡の現状と周辺の追加指定を検討することが条件として指定されています。

平成25年に多賀町敏満寺石仏谷墓跡保存管理計画策定委員会を設置、平成26年に史跡敏満寺石仏谷墓跡保存管理計画を策定、平成27年には史跡敏満寺石仏谷墓跡保存整備委員会を設置するなど、敏満寺遺跡全体の把握に努められてきました。しかし、人口の減少や世代交代、高齢化、生活様式の変化をはじめとする様々な社会変化の中で、過去から現在、未来へと受け継がれていくはずの文化財が消えつつあるため、文化財保存活用地域計画（令和4年度から令和13年度まで）が策定されました。

一方、多賀町歴史民俗資料館設置条例が昭和54年6月30日に定められ、郷土の歴史、民俗等に関する資料の収集、保管、展示、調査など研究を行うことで、歴史と文化財に対する認識を深めるために、多賀町歴史民俗資料館が開設されました。しかし、近年の多賀町歴史民俗資料館の外部は、瓦のずれ、屋根から草が生い茂っている状況で、内部は保管庫として使用され、現在、休館と聞いています。この多賀町歴史民俗資料館を生かした敏満寺遺跡全体の活用はできないものかと考え、次の点について質問をさせていただきます。

質問1、文化財保存活用地域計画の現在の状況と今後の計画は。

質問2、多賀町歴史民俗資料館の現在の状況と今後の計画は。

質問3、多賀町歴史民俗資料館を拠点とした展開は。

以上、よろしくお願いします。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

〔文化まちづくり課長 本田洋君 登壇〕

○文化まちづくり課長（本田洋君） 一之瀬議員のご質問にお答えします。

質問1つ目の文化財保存活用地域計画の現在の状況と今後の計画についてでございますが、当計画は令和3年7月に文化庁に認定され、令和4年度から令和13年度までの10年計画で、本年度が5年目となります。計画では61計画を掲げ、令和7年度末現在で完了は3計画、取組中は43計画となっております。毎年、多賀町文化財保存活用地域計画推進協議会に実施状況の報告を行い、進捗管理を行っていただいています。今後の計画につきましては、今年度が中間評価に当たりますことから、自己評価を行い、協議会の外部評価を頂く予定となっております。中間評価で把握しました成果や課題を基に、後半5年間の事業内容について見直しを行い、計画に掲げた目標の達成に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

質問2つ目の多賀町歴史民俗資料館の現在の状況と今後の計画についてでございますが、昭和55年11月に開館しました多賀町歴史民俗資料館は、平成11年3月に多賀町立博物館が開館しましたことによりまして、資料の収集、保管、展示、調査および研究は当該博物館で行うことになり、資料館は現在、休館となっております。休館後に行われましたアスベスト調査でアスベストの使用が確認されたことから、原則、立入りは行わないこととし、民族資料や古文書類などの保管場所として使用しております。

今後の計画につきましては3つ目のご質問に関連しますので、併せてご回答させていただきます。質問3つ目の多賀町歴史民俗資料館を拠点とした展開につきましては、多賀町文化財保存活用地域計画の中で敏満寺遺跡の整備事業を進める中で、ガイダンス施設の整備として旧歴史民俗資料館を保存活用区域の拠点とすることを目指すとして記載しております。敏満寺遺跡の整備事業につきましては保存活用計画を作成することで史跡保存のための補助金などの活用も考えられますことから、資料館の所在地が史跡に追加指定されました後に保存活用計画を作成する中でガイダンス施設が必要ということになり

ましたら、立地も含め検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富永勉君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） 答弁ありがとうございます。文化財保存活用地域計画の件で少しお聞きしたいというふうに思います。答弁の中で61計画があるということですが、また完了は3計画、取組中は43計画、差引きしますとあと15計画ということですが、計画どおりの進捗でしょうか。お尋ねします。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 一之瀬議員のご質問にお答えします。

文化財保存活用地域計画の進捗につきましては、現在約75%の進捗率となっております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（富永勉君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） あと5年で25%ということですので、引き続き15計画ありますが、計画どおりの進捗をよろしくお願いいたします。

ところで、3計画が終了したということですが、完了した3計画の内容をお知らせいただけたらありがたいです。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 一之瀬議員の御質問にお答えします。

完了しました3計画の内容につきましては、まず1つ目は文化財の基礎調査でございます。こちらにつきましては、文化庁の補助を受けまして3か年計画で文化財の基礎調査を行っておりまして、報告書を昨年度刊行したところでございます。

もう一つの計画につきましては、多賀大社の祭礼調査でございまして、こちらは令和4年度に報告書を刊行し完了しております。

残りの1つにつきましては、史跡敏満寺石仏谷墓跡追加調査の実施でございまして、国史跡の追加指定に係る意見具申書をこの2月に提出しておりますので完了としております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） 3つ目の質問ですけど、石仏谷の墓跡で現在、歩道整備、階段、展望台等々を整備されているというのは、私も見させていただきました。そのときに、下方のちょうど東側の方ですけども、青色のビニールシートが被った状態でまだ残っております。その2つのビニールシートについてはどのような計画がされているのか、お尋ねさせていただきます。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 一之瀬議員のご質問にお答えします。

まだ整備は継続中でありまして、下の平地につきましてはこれからまだ重機が入る予定がございます。そちらの重機の通りがなくなり次第、シートにつきましては撤去する予定でございますので、令和9年度以降の整備工事によって除去を計画しております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） ありがとうございます。令和9年度以降も重機が入ってくるといことで、速やかに、展望したところ見苦しい状態でもありますので、整備をしていただいて早く撤去していただけるようよろしくお願いします。

また、多賀町の文化保存活用地域計画推進協議会のメンバー構成について、どのようになっているかお尋ねさせていただきます。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 一之瀬議員のご質問にお答えします。

多賀町文化財保存活用地域計画推進協議会のメンバーにつきましては、委員は学識経験者、文化財の所有者、保存団体、活用団体、民間事業者、学校関係者、地域住民の8名の方からになります。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） 8名ということ、ありがとうございます。敏満寺には、保存会という任意団体ではありますが、存続しております。その方々もメンバーの中に入っているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 委員には、多賀観光ボランティアの方ですとか敏満寺遺跡文化保存会の方にもご就任していただいております。

以上です。

○議長（富永勉君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） ありがとうございます。質問の中にも書いておりましたけども、平成17年に国の史跡指定を受けましたが、石仏谷は中世墓群として評価されただけではなく、周辺の追加指定を検討するということが条件であるとなっております。追加指定の範囲、またその経過および今後の予定についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 一之瀬議員のご質問にお答えします。

追加指定の範囲につきましては、石仏谷墓跡の周囲には敏満寺の大跡ですとか棟の跡と推定されます平地が、平坦面が多数残されております。本来、墓地とお寺は一体的な景観をなすものでございまして、それらも含めた遺跡全体の保護を図る必要があると考えております。今回の追加指定範囲につきましては、所有者の同意が得られました青龍山西側斜面の一部と胡宮神社境内の一部を追加指定の範囲の予定となっております。経

過につきましては、昨年４月に地元敏満寺区の役員様、５月に協議委員様へご説明させていただき、１２月に土地所有者である胡宮神社敏満寺区様に同意書を頂き、今年２月に文化庁へ追加指定についての意見具申書を提出いたしました。今後、文部科学大臣から文化審議官に諮問ということになり、文化審議官から文部科学大臣に答申がなされますと、官報告示され、正式に国の史跡に指定されるという流れになります。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 一之瀬議員。

○２番（一之瀬浩治君） ありがとうございます。今、諮問されてるということで、正式に国の指定にされるというふうな流れということでございますが、指定後の保存活用計画の変更および石仏谷の整備はいつまでに完了できそうですか。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 一之瀬議員のご質問にお答えします。

追加指定された後の整備でございますが、まず既に策定されてます史跡敏満寺石仏谷墓跡保存管理計画、こちらが先ほど当初の一之瀬議員のご質問にありますように、平成２７年に策定されておりますが、こちらの計画が今後追加指定されますと、対象範囲が広がりますので、改めて保存活用計画を策定し直し、計画に基づき適切に史跡の保存管理を行ってまいる必要があると考えております。また、石仏谷の整備につきましては、令和１０年度の完成を目指して進めてまいりたいと考えております。

以上のとおりでございます。

○議長（富永勉君） 一之瀬議員。

○２番（一之瀬浩治君） 続きまして、多賀町歴史民俗資料館の件についてお尋ねさせていただきます。現在休館であるということですが、冒頭にも言いました、外部は瓦のずれ、屋根からは草が生い茂ってるという状態です。ガイダンスの施設であれば活用するということでございますが、活用するまでの間、日々、管理を行っていただき保全に努力、努めていただきたいと思います。これはお願いでございます。

そこで、指定された後、ガイダンス施設が必要であれば立地条件も含めて検討するという答弁でありましたけども、敏満寺遺跡の見学に必要な不可欠である施設だと私は思っています。存続に向けた検討をしていただくようお願い申し上げ、活用についてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 一之瀬議員のご質問にお答えします。

歴史民俗資料館の活用、ガイダンス施設の検討につきましては、先ほどご質問でお答えしましたとおり、歴史民俗資料館の所在地が追加指定の範囲に入りました後に、保存活用計画を作成する中で検討してまいりたいと考えておりますが、保存活用計画の策定に当たりましては委員会を設置してご協議いただきたいと思います。その委員会には、学識経験者のほか地域代表の方ですとか、所有者である胡宮神社代表の方にも入

っていただきたいと考えておりますので、皆様のご意見を頂戴しまして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（富永勉君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） 今、敏満寺の区長をさせていただいてますので、胡宮神社の関係を耳にするんですが、5月には約10台の観光バスが胡宮神社に参拝に来られました。また、桜、モミジの時期には多くの方が参拝に来られて、多賀町の歴史を知っていただくためにも多賀町歴史民俗資料館が必要であると感じます。また、敏満寺は補助金を頂きまして、アーカイブを利用した保存、パネル展示を福祉会館で行っておりますけども、見ていただけない現状でございます。活用については、住民と行政がそれぞれ担うべき役割やその役割を果たす必要性を認識し、官民一体の方策をしていただきたく、どのようにお考えでございますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 一之瀬議員のご質問にお答えします。

文化財の保存活用につきましては、官民一体となって取り組む必要があると考えております。こちらにつきましては、多賀町文化財保存活用地域計画におきまして、地域住民と行政の役割を明確化し、地域住民は文化財の保存活用に向けた主体的な取組の展開、また行政は文化財の保存活用に向けた環境整備と事業の支援を行うとしております。そのような計画に基づき、行政としましては、住民の皆様でされておられました保存活用についてご支援してまいりたいと思っております。また、行政だけではなく各種団体や民間事業者、大学等との連携をしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上のとおりでございます。

○議長（富永勉君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） ありがとうございます。最後ですけども、総合計画の後期計画を読まさせていただきますと、課題で、町内に存在する多数の文化財の価値や魅力が地域住民に十分に知られておらず、文化財を保存活用する意義が浸透するためにどのようにお考えであるかお聞かせをお願いします。

○議長（富永勉君） 本田文化まちづくり課長。

○文化まちづくり課長（本田洋君） 一之瀬議員のご質問にお答えします。

文化財を保存活用する意義を浸透するためにどのように考えているかというところでございますが、文化財は地域の先人が様々な営みをする中で守り伝わってきたものでございまして、地域の財産でございます。地域住民が地域の歴史や文化への理解を深め、地域への愛着を育む上で必要不可欠なものと考えております。地域の文化財の価値や魅力をお伝えするために収集しました資料の展示、講座、講演会、ワークショップなどの開催を通じて、地域の文化財を守り、知り、身近に感じていただけるような取組を進めてまいりたいと考えております。また、町内の食文化などを調査、普及活動されておら

れます団体もございますので、そのような活動の団体の支援も併せて行ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（富永勉君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） 先ほど、敏満寺に保存会があるというふうなお話をしましたが、先日、保存会の会議がありまして、その中でもう農業と同じように後継者がいない、継承できていないというような課題の話がありました。継承するためにも、子どもたちへの教育、若者への継承対策は、地域の文化、歴史の取組が必要であるというふうに思います。課を超えて、子どもたちのため、若者のため、歴史、文化を守っていくためにご協力、ご支援をお願いします。

最後にまとめですけれども、多賀スマートインターチェンジの開通によりアクセスが良くなり、多賀大社をはじめとした歴史、文化資源といったまちの強みを生かしつつ、人々の交流とネットワークの構築を図り、町内外を問わず多くの方に史跡見学をしていただき地域資源を守り、多賀の魅力である自然、歴史、文化を生かして多賀ファンを育て、多賀町に暮らし続けたい人や、多賀町に戻ってきたい、住んでみたい人を増やす取組を計画していただくよう切に要望し、質問を終わらせていただきます。

○議長（富永勉君） 暫時休憩します。

再開は議場の時計で午後1時からでございます。

（午前11時45分 休憩）

（午前 0時58分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、山口久男議員の質問を許します。

7番、山口久男議員。

〔7番議員 山口久男君 登壇〕

○7番（山口久男君） 私は、2026年6月第2回定例会に当たり、大きく次の3点について、通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、原油価格高騰による影響についてであります。

米国とイスラエルによるイラン攻撃の影響で、原油価格の高騰、ナフサ由来の石油製品の原材料の値上がり、建設資材不足、ガソリンや食料品の値上げなど、町民生活と地域経済への影響が深刻になっています。建設資材が入ってこない、問屋から材料費の値上げの通知が来たなど、町内業者から、今後仕事が続けられるのかなどの不安の声が寄せられています。町としての対応について、以下の点について伺います。

①、原油価格高騰による町民生活、地域の業者への影響についての把握はされているのか。

②、中小業者、医療機関、特別養護老人ホームなどへの対応はどうか。

③、国・県への要望はどうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（富永勉君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 山口議員の質問にお答えします。

1つ目の原油価格高騰による町民生活、地域の業者への影響についてであります。住民生活への影響につきましては、多賀町におきましても全国的な状況と変わりなく、同様に家計に負担を及ぼしている状況であるという認識をしております。報道等によって、情報、情勢について随時入手、把握しているところです。また、文化まちづくり課の商工業の担当窓口では、ナフサ不足に起因するシンナー不足により塗装関係の工事に影響が出ているという声や、商工会からはゴールデンウィーク以降、樹脂製品などの建築資材が不足しており、工期の見通しが立たず契約できない事例なども発生していると聞いております。また、町発注工事におきましても、樹脂製品の資材の入荷が厳しい状況である旨の相談を頂いているところであります。

2つ目の中小業者、医療機関、特別養護老人ホームなどへの対応についてであります。まず中小企業者への物価高騰対策といたしましては、今年度、商工会が実施をします設備投資による生産性向上に資する取組に対しまして上限100万円の支援を、そして物価高騰の影響緩和を目的として、事業活動に要した光熱費のうち、電気、ガス、灯油の経費について上限1万円を町より助成させていただいております。また、医療機関や社会福祉施設等におきましては、物価高騰に伴い、燃料の高騰など固定経費が増加しているとお聞きしております。医療機関、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への対応といたしましては、物価高騰対策支援補助金としてここ数年継続的に対応したところです。直近では、医療機関等7事業所に対しましては事業継続補助金を、社会福祉施設等に対しましては電気料金の増加分に対して補助させていただき、経営の安定を図ってきたところです。

3つ目の国・県への要望についてであります。従来より機会を捉えて、物価高騰対応に限らず住民の皆さんの命、暮らしを守るという観点から、伝えるべきことは伝えており、今後におきましても変わらず多賀町として、また町村会を通してその声を届けてまいりたいと考えておりますし、国・県の動きについても注視し、迅速に対応できるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○7番（山口久男君） それでは再質問させていただきます。今、町長の答弁がありましたように、私も町内業者とかのお話を聞きましたら本当に深刻です。ある業者は、いわゆる資材が入ってこない。入ってきても、資材業者から物すごい高値で原材料、資材が購入できないということで、本当に中小業者は本当に深刻だと思います。政府は目詰まりやとか言ってますけど、現場の状況を見ますと、果たして目詰まりで済んでしまう

ような状況なのかと。私はずっと回らせてもらって、本当に今までかつてないほどの、もちろん町民生活もそうですけれども、中小零細業者のいわゆる営業が非常に厳しくなってるなという感じです。これが今すぐ解決するかどうか、私も全然それは分かりませんが、将来見通しも含めて、本当に今、厳しい状況だと思います。もちろん、町も物価高騰対策で国の交付金を使ったり支援をしていただいたということは皆さん本当に喜んでおられますけれども、このイラン攻撃したのはたしか2月28日です。それ以降、今月6月ですので、この間の、その前も確かに物価高騰で生活やら営業が大変やったけども、それ以降、更に物価高騰の影響を受けてるのではないのかなというふうに思うんです。ですので、もう一度、先ほど町長の答弁、そのとおりだと思いますけれども、もう少し実態把握調査をしていただいて、多賀町でできる支援策をもう一度、これ補正予算かどうか別にして、国の方がやってるかどうか分かりませんが、その辺のところの対策を考える必要があるのではないのかなというふうに思いますので、その点についてもう一度答弁求めます。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） ご指摘ありがとうございます。今日ですけれども、国の方でも補正予算の動きがあったというふうに承知をしております。従来から国の動きと県の動きも合わせまして、多賀町の方も補正予算を組ませていただいて住民生活を支えるというような対応をしてきておりますので、まずはその国の動きに合わせた予算組をしたいと思います。それと併せまして、今、ご指摘いただきました中小企業、零細企業に対する対応につきましては、商工会の方とも連携、情報を密にしまして、どのような支援が必要かということについても調査をさせていただいて対応していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○7番（山口久男君） いつでしたか、2、3日前に彦根市でゴミ袋が何かもうないという話を聞いたんです。多賀町はどうなのか分かりませんが、私、ある方に聞いたら、ゴミ袋、どこで買われたか知らんけども、1袋だけにしてくださいというふうにお店の方から言われたというふうな話を聞きました。現在、ゴミ袋は生活必需品ですので、もしこれがなければどのようにするのかということも含めて、今現状も含めてどうなんですか。今、ちゃんと足りているのかどうか、その辺のところはどういうことですか。その辺ももしつかんでおられればお願いします。

○議長（富永勉君） 小菅産業環境課長。

○産業環境課長（小菅俊二君） ただいまのご質問にお答えします。

町指定のゴミ袋を担当しているのが産業環境課ですので、私の方で把握させてもらっている内容をお答えさせていただきます。

最近、全国的にゴミ袋が手に入りにくいという報道がありまして不安に思われている方もたくさんおられるということかもしれませんが、当町の状況につきましては、現在

のところ、製造業者や物流、販売システムに問題はなく、これまでどおり安定して供給できています。在庫についても、例年並みの在庫を確保できています。ただ、もし一度にたくさんの方が買いだめをされますと、町内の在庫が急になくなってしまうという問題がございます。町民の皆様におかれましては、どうかあせって過度に購入することを控え、必要な分だけを普段どおり購入いただきますようご協力をお願いしたいと考えております。

また、販売店につきましては、町民の皆様が安心して購入できますよう、次の点についてご協力をお願いしています。まずは、過度な買占めを防ぐため、例年の販売実績などを考慮しながら計画的な発注と在庫管理をお願いしますということ、併せて特定のどなたかが大量に購入されたような場合は、必要に応じて個数制限など柔軟な対応を検討いただきますようお願いしておりますということで、今、議員がおっしゃっていた、お店に行ったときには冊数制限されている販売店もあるという形で把握しております。こちらにつきましては、愛知と犬上郡の町で協議させていただいてインターネットに掲載させていただいたり、多賀町でしたら多賀町のLINEがございますので、そちらの方で周知する、今申し上げた内容を周知するという形でご協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（富永勉君）　山口議員。

○7番（山口久男君）　分かりました。ゴミ袋もこれからどうなるか分からないと思います。おそらくこれナフサがまだ本当に供給されてるかどうか、もちろんゴミ袋だけではありません。いろんな生活必需品に係るものがどんどん値上がりする可能性もあると。これ、町民生活、もちろん国民生活に影響します。2、3日前に、食料品が6月から物すごい上がると、1,000品目ぐらい上がるという話を聞きました。私もちょっとある方に聞いたら、毎月食料品が上がって本当に生活が大変だと、1円でも10円でも安いものを買うために夕方ぐらい安うなるときに行ってるんだという話を聞きました。本当に、これ今までかつてないほど、国民生活、町民生活に影響を与えるような事態だと思います。これはやっぱりイラン攻撃をしたことだと思うんですよ。ホルムズ海峡を今、事実上封鎖されているわけですね。そこを通っているのは大体9割以上が石油製品、いわゆるナフサも含めて原油をそこから供給してますので、そこから代替措置をしたとしても、そこがイラン攻撃を、戦争が終結しないため、私はこれ問題が続くのではないのかなと思いますので、町長、多賀町で対応できる問題でないと思いますけれども、国に対してもう戦争を辞めよということも含めて申出してもらう必要があると思うんです。ほかの自治体もどのようになっているか分かりませんが、やはりこれは一自治体だけで解決できる問題ではないというふうに思いますので、国に対してその辺も含めてそういう申出をする必要があるのではないのかなということ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（富永勉君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 山口議員が言われるように、私も同感です。滋賀県町村会、そしてその上部組織、全国町村会がありますので、この町村会を通じまして国に今も要望をいただいていますので、これからもしっかりと要望してまいりたいと思ってます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○7番（山口久男君） 先ほど総務課長の方から、今、国が補正予算組んでる、私も直接今、聞いてなかったんですけども、その話はまだ下りてないですか。もちろん、これ国の予算のことですので分かりませんが、町独自でそのための準備をするとか、補正予算をどうしてもくらんならんとかいうことがあるのかどうか、その見通しいうか、そういうことを考えておられるのかどうか。これ、状況がどうなるか分かりませんので、なかなか今すぐにお答えができないかも知れませんが、国の動向を見ながらということですので、併せて町としてもその準備をする、あるいは先ほど私申し上げましたように、町民に今の現状を把握してもらおうとか、そういうことをやっぱり先にしてもらって町民の声を吸い上げてもらおうと、聞き取り調査も含めてやってもらう必要があるのではないのかな。私も回ってますけど全部回れませんが、やはりいろんなところに影響が出てくると思いますので、その相談窓口かそういうことも含めて、町としてできることを今こういう状況の下でやっていく必要があるのではないかなと思いますので、その点について総務課長で結構ですんで考えを、町長でもどちらでも結構です。お聞きします。

○議長（富永勉君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 国の補正予算につきましては、本日、私も報道でまだ見ただけですので、中身について地方の方にどれぐらい交付金なりが予算付けされてるかというような確認はしておりませんので、何らかの措置がされるという程度の情報でございます。ただ、今、ご指摘いただきましたように、事前にどのような多賀町として対応ができるかということにつきましてはしっかりと準備をしていく必要があると思っておりますので、住民生活も含め、先ほどおっしゃっていただきました中小企業支援また農業者支援も含めて、何が多賀町としてできるかということについて横断的に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

また、相談窓口につきましては福祉部局の方で、社会福祉協議会も含めてと思うんですけども、そのような窓口については随時開かれていると承知しておりますので、そちらの方にご相談等いただければというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○7番（山口久男君） ほかの自治体も同じようなことをやっていると思われます。多賀町としてもできるだけ町民の皆さんの状況を把握することが大事だと思いますので、そ

ういう相談窓口とか、こういうこと困ったら何とか教えてほしいとか、すぐに対応できるかどうかは別ですよ。けど、実態を把握する必要があると思います。本当に深刻だと思います。私もコロナのときにいろいろ聞きましたけれども、コロナ以上の状況だと思いますよ。これすぐに1か月、2か月で解決できるような問題でないと思います。これからおそらく夏にかけていろんな問題が出てくるのではないのかなと。何かこの前聞いたら、まだエアコンが入らないとか、エアコンの部品が入らないとか、あるいはそのエアコンを付ける付属品、ケーブルとかそういうものがなかなか入ってこないの、注文してもすぐにはエアコンを付けてもらえないという話も聞きました。ですので、今後こういうことが続く可能性があるということを念頭に置いて、対応策がすぐ打てるようにしていただきたいというふうに思います。その点で答弁があったら、なければ結構です。してもらえますか。

○議長（富永勉君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 今も総務課長が申しましたように、町民の皆さんの声を聞くというのはやはり大事なことであると思ってますので、特に福祉保健課、社会福祉協議会、そちらの方にはそのような声をできるだけ届けるような仕組みをつくってますので、しっかりとまずその声を把握して、多賀町としてどのような取組ができるか、また国や県の助成も十分できるだけ早く情報を入れて、しっかりと対応できるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○7番（山口久男君） 次の質問に移ります。2点目です。介護保険制度です。

この問題についてはさきの3月議会でも質問しましたので、重複する部分があるかもわかりませんが、あの部分で質問できなかった部分について補足的に質問します。介護保険は今現在9期目です。9期の介護保険事業計画ですけども、今後、来年の2027年から始まる第10期介護保険計画、2027年から2030年、3年間の策定に向けて高齢者の状況や高齢者の実態把握調査がされていると、ほぼこの前の答弁では終わったという話を聞きました。介護保険制度が発足して今年で26年目になり、この間、利用料の引上げとか施設等の居住費、それから食費の自己負担、それから特別養護老人ホームの入所制限などの見直しがされてきました。給付の削減が図られる一方で、高齢者の介護保険料はこの間、右肩上がりですり続け、第9期の介護保険料は2000年スタート時に比べ、全国平均ですけども、これが2.4倍以上になっております。多賀町の介護保険料の基準額、月額ですけども、現在6,000円ですけども、3月議会に引き続きこの問題について以下の点について質問をします。

①、第10期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画の内容は今現在どうなのか。

②、訪問介護の提供体制はどうか。

③介護予防事業の取り組みはどうか。

④認定率の推移はどうか。

⑤、介護保険給付準備基金について、令和6年度決算では1億463万5,759円で、前年度比382万7,000円余りの増となっていると。令和7年度の介護保険給付準備基金の見込みはどうか。

⑥、介護保険料について引下げの考えはないのか。

以上、答弁を求めます。

○議長（富永勉君） 岡田福祉保健課長。

〔福祉保健課長 岡田伊久人君 登壇〕

○福祉保健課長（岡田伊久人君） 山口議員からの介護保険制度のご質問1点目、第10期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画の内容はどうかについてお答えします。

本計画の策定に当たりましては、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域づくりを基本理念に、第9期計画の施策を継承、発展させるべく、現在、評価、分析および各種統計データの整理を進めているところでございます。具体的には、高齢者人口の推移や要介護認定者の将来推計に加え、皆様からいただいた実態把握調査の結果を分析しております。アンケート調査では、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査として、65歳以上の要介護認定者を除く2,068名の方へ配布し、1,458名、回答率70.5%から、また在宅介護実態調査として在宅サービスを受けられている272名の方へ配布し、117名、回答率43%から貴重なご意見を賜りました。今後はこれらの結果を基に、町内関係部署との連携はもちろんのこと、多賀町介護保険運営協議会において本町の実情に即し協議してまいります。また、国の社会保険審議会介護保険部会では、2040年に向けたサービス提供体制等の在り方検討会が開催されており、人口減少のスピードが地域によって大きく異なる中、地域の状況を踏まえた上でサービス提供体制の構築を検討する必要があるとされています。国の動向に注視しながら、介護保険料の給付の在り方についても住民の皆様の生活実態を十分に踏まえ、必要なサービスの確保と保険料負担の適正化のバランスを慎重に検討し、計画の策定に努めてまいります。

2点目のご質問、訪問介護の提供体制はどうかにお答えいたします。

現在、町内には訪問介護をはじめ、訪問看護や訪問入浴といった在宅サービスの拠点となる事業所が存在せず、近隣市町村の事業所に依存しているのが現状でございます。訪問介護の分野におきましては全国的な介護職員の高齢化や担い手不足が深刻化しており、隣接する市町の事業所におきましても運営体制は極めて厳しい状況にあると認識しております。現時点におきましては、必要な方に必要なサービスが届けられるよう、近隣事業所とも連携を図りながら何とかサービスの提供が維持されている状況です。しかしながら、この供給体制を将来にわたって維持していくことは喫緊の課題であり、本町といたしましても地域の実態を注視するとともに、広域的な連携による支援体制の確保やサービス提供の持続可能性を高めるための議論を、第10期計画の中でも継続的に行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問、介護予防事業の取組はどうかについてお答えをいたします。

本町では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に自立して暮らし続けることを目標に介護予防事業を総合的に推進しております。取組の体系といたしましては、主に以下、3つの視点で行っております。第1に、要介護状態への進行を予防するための介護予防生活支援サービス事業です。通所型サービスC、6か月短期集中型のふれあい教室、能力アップ教室や通所型サービスA、いきいき、ほほえみ、はつらつ教室および門前茶屋を展開し、専門的かつ継続的な支援を行っております。第2に、全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業です。足腰シャキッと教室（プラスを含む）や、脳若シャキッと教室や脳トレGOなど、趣味や運動を通じた楽しみながら参加できる場を提供し、健康の維持、増進を図っております。これに加え、行政から地域へ出向く出前講座を通じまして、介護予防に関する地域の普及啓発にも力を入れているところでございます。第3に、令和6年度より本格化しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業でございます。健診データ、質問票、医療レセプト、介護情報を包括的に分析し、一人一人の健康状態に応じた個別支援を行っております。特に、フレイル予防を重点施策と位置づけ、生活習慣病の重症化予防や心身機能の維持向上に努めております。これらの事業は、介護認定率の抑制や元気な高齢者の増加に直結する非常に重要な役割を担っております。今後も地域の実情に応じた柔軟な事業展開を図り、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

4点目、認定率の推移はどうかについてお答えします。

本町の65歳以上の第1号被保険者における要介護・要支援認定率は、令和5年度末で15.2%、令和6年度末で16.2%、そして直近の令和7年度末では17.3%となっており、緩やかではありますが上昇傾向にあります。まずこの上昇傾向の背景には、後期高齢者人口の増加、高齢化に伴う心身機能の低下に加え、独居世帯や高齢者のみの世帯の増加といった社会環境の変化が影響しているものと考えております。一方、本町の認定率は、全国や県平均と比較いたしますと依然として低い水準で推移をしております。この要因といたしましては、地域における住民同士の支え合い機能が維持されていることや、これまで町が取り組んでまいりました健康増進、介護予防事業が一定の成果を上げ、住民の健康寿命の延伸に寄与しているものと捉えております。しかしながら、認定率の上昇は介護給付費の増大に直結し、将来的な保険料の上昇要因となり得ることから、決して楽観視はしておりません。今後も認定率の上昇を抑制すべく、先ほど申し上げた介護予防、健康増進施策に一層注視し、高齢者の皆様が地域で安心して自立した生活を長く送れるよう、持続可能な制度運営に努めてまいります。

5点目、令和7年度の介護保険給付費準備基金の見込みはどうかのご質問にお答えいたします。

現在、介護保険事業特別会計の決算処理を行っているところでございます。令和8年5月末の介護保険給付準備基金につきましては、定期利息分を積立てし、1億466万

3,284円となる見込みでございます。

6点目、介護保険料の引下げについての考えについてのご質問にお答えいたします。

令和8年3月議会でもご質問を頂きましたが、介護保険料は被保険者の皆様にとって大きな負担となることから、暮らしに与える影響は大きいものと認識をしております。介護保険制度においては、保険料と公費によって給付を支える仕組みであります。給付費が増加し被保険者が減少する中で現在の保険料水準を引き下げるとは難しい状況にあると想定されるところではございますが、現在、第10期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定中のため確定的なことは申し上げる段階にはございませんが、被保険者の負担が急激に大きくならないように検討していくことが必要であり、介護保険給付準備基金の活用についても慎重に協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○7番（山口久男君） 訪問介護事業、訪問介護のことについて再度聞きます。今、課長の方から説明がありましたように、訪問介護事業所は多賀町はないんだということで、おそらくお隣というか甲良町とか豊郷町とか彦根市からの訪問介護事業者が訪問介護をやっていることですので、これ多賀町の課題だと思いますけれども、できれば訪問介護事業者の誘致か、あるいは社会福祉協議会でそういう仕事が担えないのかどうか、ちょっとお聞きしたいということです。

ついでにもう全部、あと2点聞きます。もう一つは介護予防教室です。私も老人会長をやっていますので月1回サロンをやってまして、結構参加していただいていますけれども、そういう地域によってはサロンとかその介護予防のための高齢者の集まりみたいなのができないというところも聞きましたので、その点についてサポートが社協も含めてできないのかどうか、その辺を先にお聞きしたいと思います。もし分かれば現状はどうか、介護予防教室、多賀の福祉保健センターでもやっておられますけれども、できれば各集落ごとに介護予防をできるように、そういう体制というか、サポートを町としてできる範囲内でやってもらうということが必要なというふうに思いますけど、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（富永勉君） 岡田福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡田伊久人君） 再質問にお答えをいたします。

まず、訪問介護についてでございます。確かに、訪問介護につきましては多賀町に事業所がないということで、大きな課題という形で認識をしております。ただ、この事業につきましては全国的に人材不足ということが深刻化しておりまして、そういう部分で全体的な課題として認識を捉まえておりますので、今後につきましても、そこにつきましてはほかの事業者と連携を取りながら、多賀町におきましてもサービスを提供できるように環境づくりには努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと２点目の、介護予防教室でございます。先ほど申しましたサロンでございます。いろんな形で社協とも連携を取りながらサロンの教室を進めさせていただいております。多賀町でも、先ほど申しましたお示しさせてもらった介護予防教室等をさせていただいております。それ以外にこういった形でサロンができないかということでご質問いただきましたので、現在、社協ともその認識をさせていただいております。ただ、その集落の場所に寄っていただくということが必要でございますので、そこら辺のつながりをどうしていくかということは、今現在、検討中でございます。その中で、今この１０月から進めさせていただく移動支援買い物支援という形の事業を進めさせていただいているところでございますけども、その中で寄っていただくという機会が生まれるということで、社協とも協議しながら、そういった形で一旦サロン等ができないかということも今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○７番（山口久男君） 介護保険について再質問します。私もこの前の議会でも取り上げましたけども、本当に第１号被保険者の介護保険料が、この間ずっともう２倍から３倍ぐらいに、介護保険が始まってから毎回上がっているわけです。多賀町として果たして全部上がっているかどうかは、全国平均から見れば多少は低いかわかりませんが、やはり介護保険料の負担というのは物すごい大きいわけですね。なぜかという、年金生活者が第１号被保険者ですので、年金がどんどん上がっているかということとそんなことないです。確かに少し今年度上がりましたが、上がって逆に住民税非課税世帯になると、今度介護保険料がちょっとその分上がるわけですね。ですので、手取り収入、手取りというか通帳見たら、年金が上がってるのに手取りが減ってるなという方が、この前おられました。これはなぜかという、年金が少し上がったので、その分、住民税が非課税になったので、その上がった分を介護保険料が引き上がったので、結局、年金が上がっても手取りが減ってしまうというふうなことが起こっているわけです。私も、確かに介護保険料というのは半分いわゆる公費ですね。半分が第１号被保険者、第２号被保険者が払う仕組みになってますので、できれば国がもう少し公費部分を引き上げて、５０％をせめて５％とか１０％程度上げれば保険料の負担が減るのではないのかなというふうに、私もこの前も言いました。これは多賀町だけではできませんけれども、そのことも併せて国に対して要望していただきたいというふうに思います。

あと、介護保険給付準備基金が、先ほどの答弁では１億４６６万円とお聞きしました。見込みですね。このお金を使って、これ介護保険給付準備基金というのは保険料を納められた方がためられたお金ですので、これを介護保険料の引下げのために少しでも活用できないのかということをいつも私はこの場でも言ってますので、今度１０期の介護保険料の算定に当たっては、この介護保険給付準備基金、１億円余りの準備基金を崩して

保険料の負担の軽減に充てるということを、課長、審議会にまた提案というか、その場で保険料を決める際にはこの準備基金の活用についてしていただきたいというふうに思いますけれども、その点についてどうか。

○議長（富永勉君） 岡田福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡田伊久人君） 再質問にお答えをいたします。

まず、介護保険料がずっと上がっているという状況で、第10期の介護保険をどうしていくかという中で、給付費でございましてけれども、今、令和6年度の決算状況で給付費が7億7,998万円でございました。今、決算の方くくっておりますけれども、令和7年度末で8億925万円と給付費も上昇をしております。このことが、この10期の中で検討していただきますけれども、その上昇していくことによって保険料もどうしていくかという検討を加えなければならないというふうに考えておるところでございます。ただ、その給付費を下げるという努力、先ほど質問にお答えしましたけれども、介護予防、その部分で随時事業を展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、公費の50%負担のことでご質問がございました。このことにつきましては、滋賀県町村会を通じまして要望を常にさせていただいている状況で、今年についても要望をさせていただくということで進めさせていただいているところでございます。

それと、3点目の介護保険給付準備基金の活用でございます。確かに、10期を計画する中で、被保険者の負担が当然、急激に大きくならないということの検討はする必要があると認識しておりますので、そこら辺を踏まえて基金の活用については慎重に考えさせてもらいたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○7番（山口久男君） 私は、介護保険準備基金の活用はできると思うんですよ、保険料の引下げのために。全国でもやっているところが、1億円余りの基金があります。これは、先ほど申し上げました被保険者が負担している分を基金としてためておく、確かにそれは何かあったときにはこれ基金の活用が必要です。ですので、もう先ほどの令和7年度決算見込みでその程度があるならば、よほどのことがない限りそれを取り崩さんならん自体は私は起こり得ないと思いますので、この1億円余りの基金を少しでも高くなりすぎた介護保険料引下げのために使うんだということを答弁いただきたいなと思うんです。高齢者の実態は先ほど申したとおりです。大変な状況ですので、できるだけそういう負担の軽減のためにも図っていただきたいと思います。答弁できますか。

○議長（富永勉君） 岡田福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡田伊久人君） 今ほどご意見いただきました介護保険給付準備基金につきましては、その活用も含めてこの10期の中で詰めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○7番（山口久男君） それでは、3点目の質問に移ります。空き家、耕作放棄地の増加による集落の環境保全について伺います。

多賀町でも今までもずっと議論がありましたように、中山間地域では空き家の増加と耕作放棄地、遊休農地と言ってもいいかもわかりませんが、耕作放棄地が広がっているというような状況であります。今後も高齢化と人口減少による集落の維持が困難になるという地域もおそらく予想されるのではないのかなと、集落機能の維持、環境保全のために以下の点について伺います。

- ①、空き家の現状調査について、どのように今後進めていくのか。
- ②、空き家の活用、特定空家の対応はどうか。
- ③、耕作放棄地の現状と今後の保全はどうか。
- ④、草刈り作業などで集落での環境保全についての対策と取組について伺います。

以上、答弁を求めます。

○議長（富永勉君） 古川企画課長。

〔企画課長 古川将司君 登壇〕

○企画課長（古川将司君） ただいまの山口議員のご質問にお答えします。

中山間地域における空き家の増加や耕作放棄地の拡大は、地域コミュニティの希薄化や防災機能の低下にも直結する深刻な問題であると深く受け止めております。集落の維持と、次世代にも豊かな環境をつくることも重要かと考えております。

まず1点目のご質問、空き家の現状調査についてどのように進めているかですが、本町における空き家対策につきましては、居住環境の保全と利活用の推進を図るため、空家等対策の推進に対する特別措置法に基づきまして、空き家等実態調査を実施し、それらを踏まえまして、多賀町空家等対策計画を今年度改定する予定をしております。

まず、町内全域を対象としまして、委託先業者の調査員によりまして公道から外観を目視で確認いたします。郵便物や窓の状態、庭の手入れ状況など、複数の判定基準に基づきまして、空き家等の疑いがある建築物を漏れなく特定していく予定としております。併せまして、建物の老朽度や危険度をランクづけしまして、周囲に及ぼす影響を含めて客観的に把握いたします。調査に当たりましては、住民の皆様には不安やトラブルを与えないよう、身分証の携行など万全の配慮を徹底するとともに、実施時期につきましては、あらかじめ各字区長様にご案内する予定でございまして、その旨、春の区長会でもご案内しております。次に、現地調査で空き家等の可能性が高いとされた物件の所有者等に対しましてアンケートを送付いたします。利活用の意向や管理上の課題などについてお伺いしまして、実態把握を深めてまいります。そして、現地調査の結果と所有者からの回答情報を統合しまして、空き家等台帳を作成いたします。これによりまして、個別の物件情報をデータベース化しまして、地区別の分布状況を把握し、今後の対策の基礎資料として活用いたします。

続きまして、2点目のご質問、空き家の活用、特定空家の対応はどうかですが、まず

空き家の活用につきましては、空き家は放置すれば負の遺産となりますが、適切に活用すれば地域の活性化や移住定住の促進、さらにはコミュニティの創出につながる可能性も秘めております。本町でも、現在、多賀町空き家・空き地情報バンクとして制度が運用されており、現在の登録物件は家屋4件、空き地2件となっており、取得や賃借を希望される方の登録者数は31名となっております。また、累計では登録物件は43件、これまでに成約した件数は24件となっております。本町の空き家の総数からしますと、登録件数は少ない状況であるかと思いますが、今回の実態調査および意向調査の結果に基づき、まずは所有者の方が売却したいとか、あるいは賃貸したいとか、また利活用に迷っているのかといった意向を把握したいと考えております。その上で、空き家バンクの活用や、既存の移住定住策と連携させるなど、空き家を地域の大切な資源として活用できるようマッチングの強化に努めてまいります。

次に、特定空家の対応についてですが、倒壊のおそれや衛生上の有害性が高いいわゆる特定空家等につきましては、周辺住民の生命、身体、財産を守るため、断固とした対応が必要になってくるかと思えます。今回の調査の結果、特定空家等に該当する物件が確認された場合には、所有者に対し、法に基づいた適切な管理や撤去等の指導、あるいは助言を行ってまいります。改善が見られない場合におきましても、勧告や命令といった法的措置を視野に入れつつ、所有者の事情にも配慮しながら、地域の安全・安心を確保するため、毅然とした態度で適切に対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富永勉君） 小菅産業環境課長。

〔産業環境課長 小菅俊二君 登壇〕

○産業環境課長（小菅俊二君） 山口議員のご質問3、空き家、耕作放棄地の増加による集落の環境保全について、3点目の耕作放棄地の現状と今後の保全はどうかについてのご質問にお答えします。

まず現状についてですが、本町が公表しております確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査に基づく荒廃農地は3.8haとなっております。その内訳は、農用地区域、いわゆる青地農地での荒廃農地が2.0ha、農用地区域外、いわゆる白地農地の荒廃農地が1.8haとなっております。なお、ここで言う荒廃農地とは、耕作の放置が行われ、再び耕作するために手間や費用が必要となってしまった農地のことを指しております。一方で、議員ご質問の耕作放棄地につきましては、以前耕作していた土地で、過去1年以上、作物の作付けが行われず、今後数年間の間も作付けする意思のない土地と定義されております。これに該当する耕作されていない農地の目安としまして、経営所得安定対策事業の営農計画書を参照しますと、令和7年度における経営面積は389haのうち耕作されていない農地面積は35.9ha、全体の約9%という状況となっております。なお、この35.9haには再生利用が可能な荒廃農地と再生利用が困難な荒廃農地の双方が含まれております。

今後の保全に関する課題でございますが、基盤整備済みの青地農地につきましては、地域に担い手がおられる場合、耕作の継承が期待できますが、未整備田につきましては生産性や作業効率の観点から継承が難しく、遊休農地化する可能性が高いと認識しております。今後の対応としましては、策定された地域計画を基に、今後どのように農地を守り継いでいくのか、また地域計画が策定されていない集落も含め、どのように農地を利活用していくのか、地域の方々と検討していく必要があると考えております。

続いて、4点目の草刈り作業など集落での環境保全についての対策と取組はどうかについてのご質問にお答えします。

議員のご指摘のとおり、担い手の減少や高齢化が進む中、集落の環境保全を個人の努力に委ねることは困難な状況にあると認識しております。そのため、集落全体で共同管理を行う世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払制度の活用は、本町の農業環境と集落機能の維持を図る上で極めて重要な施策であると認識しております。これらの制度を活用し、農道や水路、遊休農地等の草刈りや害虫駆除、景観形成といった集落の共同活動に必要な経費を支援することで、持続可能な管理体制の構築を後押ししてまいります。また、本町の農業や集落が抱える実状を国へ継続的に発信し、制度の充実につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○7番（山口久男君） まず最初に、空き家の問題について再質問します。空き家の問題はなかなか簡単に行かないと思います。ただ、空き家が増えていることは事実です。私も空き家の問題を取り上げたのも今から十数年前取り上げたことがあるんですけども、それ以来、もう毎年のように空き家が増えているというのが現状です。これから調査に入っていただくと、予算も付けて、予算化されてましたので調査をするということですけども、調査は町の職員がされるのかどうか、委託されるのかどうか、これが1つです。

もう一つは、これ調査をした後どうするかということについては、相続の関係があると思うんですね。私もずっと見ていましたら、もうほとんど町外に住んでおられる方が多いですし、相続がどうなってるのかということもありますので、その辺のところ辺も調査しないと通知もしようがない、誰に通知していいのか分かりません。ですので、非常に時間のかかる仕事だと思いますけれども、やはりまず調査をし現況把握することが大事だと思いますので、まずその辺のところ辺についてももう少し具体的に、どういう形でやっていくのか、町職員がするのか、あるいはいつ頃までにそれを終えてその調査結果を、あるいは持ち主の方にどのように通知をしてどうしていくのかと、大変難しい問題やと思いますけれども、その点の見通しについてちょっとお聞きをしたいなと思います。まずその点についてお聞きします。

○議長（富永勉君） 古川企画課長。

○企画課長（古川将司君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず調査の方法ですけれども、今年度予算を付けていただいております。委託によりさせていただきます。先日、入札も終わりました。今、契約段階に入っております。委託先業者の調査員が調査員証を付けて現地を回るという形になります。

そして、2つ目の相続されている件とか、持ち主の把握、こちらにつきましてはなかなか委託業者では分からないところかと思っておりますので、企画課の方で税務住民課の協力も得ながら、アンケートを送付する先はしっかりと確認した上でアンケート調査を行ってまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○7番（山口久男君） 調査を委託すると、職員の皆さんができたらずったほうが私はいかなと、もちろん職員だけでは手が回らないのは分かりますよ。けれども、やはりある程度職員の方も直接見ていただくということが必要かなと。確かに仕事がたくさんありますと、それだけやっていくわけにはいかないの、もちろん委託も必要かも分かりません。しかし、地元のことをよく知っている方は地元の職員とかおられるので、その辺を庁舎挙げて考えていく必要があるのではないかなというふうに思っていますので、その辺も含めてちょっと考えていただきたいなと。もちろん委託業者がどういう業者か分かりませんし、例えば調査に入られて、あれ誰が来られたかと、最近いろんな問題がありますわね。何かあんまりこんなことはいいことないけど、何か変な調査に入られたという話も、私あちこち聞きました。変な電話かかってきたという話もありますので、その辺は大丈夫だと思いますけれども、そういう住民の不安感を払拭するためにも、やっばりできれば町の職員の方が少しでもそういうところに入ってもらうほうが、私は住民のためになるのではないのかなというふうに思います。調査の内容が全然分かりませんので、私の感想として、住民の意識としてはそういうことだと思います。その点についてちょっと答弁お願いしたい。

あともうついでに、あと耕作放棄地の問題、ある方が、長いこと多賀町に住んでおられた方が都会へ住んでおられて帰ってこられたんです。そして見たら、ああすごく変わってるなと。景色がもう全然違う。昔は畑とか田んぼがきれいに家の周りを占めてたけれども、ほとんど草木が生えて景色がもう全然違うということを言われました。私は、毎日見てるのでこんなもんかなと思いますけれども、都会から何十年ぶりに帰ってこられて、えらいもう農山村の景色が変わってしまったというような話も聞きましたので、できればそういうことがないように、なかなか難しいですよ、農業の問題をちゃんとこれから農業で生計を立てるのは大変ですけれども、その点何とか環境保全のために、先ほど課長が言われたまると保全向上対策事業、これ国の方もそういうことも進めてますので、その草刈り作業とかそういうところに補助金が下りてますので、そういうことができないのかどうかというふうに思います。

それから、圃場整備が済んだところも耕作放棄地になってますわね。その辺どうなんですか。圃場整備が終わってるのに遊休農地が広がっていると思いますので、その辺のところの調査はどうなってますか。耕作放棄地でもいろいろあると思います。圃場整備が済んでいるところの耕作放棄地とそうでないところの耕作放棄地か遊休農地があると思いますので、その辺のところをしっかりとつかんでもらって、せめて圃場整備の済んだところは草刈り作業をしてもらう、もちろん畑とか田んぼを作ってもらうのが一番大事ですけども、もしできなければそのことも併せて、そういう環境保全のために農村まると環境保全向上対策補助金を使ってできないのかということを提案したいと思いますけれども、その点についていかがですか。

○議長（富永勉君） 古川企画課長。

○企画課長（古川将司君） 議員の方から、職員が現地調査したほうが住民の安心があるというのは非常に嬉しい言葉であるんですが、今年度、予算を付けていただきまして、実はこれ、前回の調査では各字の区長に実はお願いしていた調査だったようでして、今回は専門的にやっている業者にさせていただくことで一貫したランク付け等ができるかと考えております。地域の方が不安に思われないようにいうご意見は、春の区長会でもご意見賜っておりまして、必ず実施する時期、調査員が各字を回る時期につきましては、各字区長にあらかじめご案内をしまして、こういった調査員証を携行しているという旨も含めてご案内差し上げようと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（富永勉君） 小菅産業環境課長。

○産業環境課長（小菅俊二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

遊休放棄地、区画整理されたところも含めどうやって取り扱っていくのかということなんですけども、区画整備されたところについてはやはり守るべき農地ということで、こちらにつきましては策定いただきました地域計画の見直しの中で、地元の皆さんと協議して対応を詰めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○7番（山口久男君） 農村まると保全向上対策事業補助金、年間1,000万円ほど補助されてますわね。これ、国・県の補助と町費が入ってますけれども、その補助金を、例えばそういうところの草刈り作業に使うことはできないのかと、その辺です。少しでも草刈ってくれはったら環境保全のためにもなりますので、草が生えたままの状態ではとくとくというのもちょっとどうかなと。そういう方が、本来ですとその地域がやるのが普通ですけども、本当に高齢化で草刈り作業ができない方が結構最近おられます。確かに道路環境はやってますよ、字で、町道とかそういう里道とかは。けど、その農道のその辺まではなかなか手が回らないと思います。もちろん、それは農地持ってる方がその責任において草刈り作業するのが当然だと思いますけれども、農地持ってる方も高齢化されて草刈り作業もできないと、つまり草が生え放題、木が生え放題ですので、その農

村まるごと保全向上対策補助金、これの活用がそういうところにできないのか、その辺のところを併せてちょっとお聞きしたいなというふうに思います。そのいろんな使い道もあると思いますので、その辺どうなんですか。

○議長（富永勉君） 小菅産業環境課長。

○産業環境課長（小菅俊二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いろいろな農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払制度のメニューの中で草刈り等はないのかということなんですけども、こちらについては外観の風景の保全とか害虫が発生しないようにということで、耕作放棄地の草刈りとかのいうことでメニューにございます。

またちょっと違う話になるんですけども、先ほど高齢者ばかりになって担い手がない、する方がいないという方につきましては、滋賀県の方で今年２月より、農村まるごと保全向上対策事業を実施する中山間地域が支える人手不足等の課題に対して、社会貢献活動を希望する企業と支援を必要とする地域の活動組織をマッチングする新たな試みが開始されています。このシステムを通じて、持続可能な農地保全活動を推進していければなという考えも持っております。２月から県の方でマッチング事業をされて、団体が例えば水路の草刈りをしたいんだとか、そういうようなことを町でしたら産業環境課の方に求めていただいて、それをそちらから県の方に言いまして、インターネットに、こういうような作業を求めておられますということで、それを見た方が、企業がこれはマッチングすると思ったら協力されるという制度も２月から始められているようですので、そういうようなことも検討していければと考えております。

以上でございます。

○議長（富永勉君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 前産業環境課長より補足させます。

○議長（富永勉君） 野村地域整備課長。

○地域整備課長（野村博君） 若干補足させていただきたいのは、この農村まるごと保全向上対策事業でございますが、本来は制度の当初から農業者だけで農地を守るにはかなり難しくなるであろうというところから、地域で農業に携わらない方、非農家の方たちも含めて守っていきましよう、その構成については農業組合なり組織なりがその団体の長になるのではなく、多くのところはその組織を構成していただいたまた別の代表の方、その組織の中に、例えば女性部、ちょっと言葉が自治会によって違います、団体によって違いますけども、自治会の中での女性部、子ども会、老人会等々の方が参画されて、地域で守り続けていこうというところでございます。これがやはり長年、農業者の方だけで実施されていることからなかなか活動の方が続けられないということで、この交付を受けておられた団体の方が減少というところがございます。先ほどの補助額的なところのこともございますが、それと伴ってその人をどのように確保するかというところがかなり課題でございますので、その点についてはいま一度取り組まれる団体の方

に対してのご説明会というのをさせていただいて、もう一度地域で農地を守るというような考え方のところに強く戻っていただきたいというところで考えているところでございます。

○議長（富永勉君） 山口議員。

○7番（山口久男君） 確かに、この草刈り作業というのは、本当に各字はこれから大変だと思います。しっかりしないと、本当に農村が今こういう状況、農山村がこういう状況ですので、周りの環境保全のためにやっぱり草刈り作業を何とか、本来は地域だけでやらない、地域とかあるいは農業者だけがやる必要があると思いますけど、これからできるかどうかというのが不安視されますので、町としてその支援策をちょっと、支援いうかどうかというふうな形で環境保全をしていくのかというのがこれからの課題だと思いますけれども、この集落単位でやってくださいと、あるいは農業者だけやってくださいとかいうだけで、これから本当にできるのかなと。私の集落を例に取りますと、以前は三十数件ありましたが、今もう20件に減りました。半数以上が独り暮らしで高齢者、70歳、80歳、私ももう80近くになりますけれども、草刈り作業せえいうてもなかなか朝から晩までする、とてもじゃないけど1時間、2時間でも大変です。ですので、そういう高齢化が進む集落の環境保全をどのように進めていくのかいうのもこれから多賀町の課題だと思いますので、そういう制度をできれば活用して、集落維持、環境保全を維持していくと、守っていくということがこれから多賀町の課題ではないのかなと私つくづく思うんです。ですので、今回この質問をさせていただいて、そういう補助金とかがあればできればそういうことをしていただきたいということを申し添えて、私の質問とします。あとでまた詳しくその点についてお聞きしますので、よろしくお願いします。今回についてはこれで質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（富永勉君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日の再開は午前9時30分とし、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

（午後 2時10分 散会）

多賀町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 富 永 勉

多賀町議会議員 山 口 久 男

多賀町議会議員 川 岸 真 喜